那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱

令和 8 年 10 月 16 日上下水道部長決裁

（趣旨）

第 1 条　この要綱は、那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の研修に関し、必要な事項を定めるものとする。

（研修の目的）

第 2 条　研修は、指定工事業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資することにより、市民への安全・安心な給水を図るため、市から指定工事業者に対して必要な情報の提供等を行うことを目的とする。

（研修対象者）

第 3 条　研修は、指定の更新（5 年ごとの更新手続き）を行う指定工事業者を対象とし、受講者はこの研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者とする。

（研修通知）

第 4 条　那覇市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、指定の更新申請に関する案内と研修に関する案内を併せて指定工事業者に通知するものとする。

（研修方法）

第 5 条　指定工事業者は、那覇市オンライン申請システムを利用して研修を受講するものとする。

（研修資料）

第 6 条　管理者は法令改正等があった場合は、必要に応じ研修資料を見直しするものとする。

付　則

この要綱は、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。

付　則

この要綱は、令和 8 年 4 月 3 日から施行する。

付　則

この要綱は、令和 8 年 11 月 1 日から施行する。